現行

1-2-4

震災対策編

第2章 被害想定

第2節 各地震における被害想定結果

第1項 南海トラフ巨大地震

■人的被害、建物被害、生活支障

	地震動	地震動 津波 被害想定							
		代表地	点での	人的被害		建物被害		生活支障	
	震度	最高津波水位	最高津波水位	死者	負傷者	全壊棟	半壊棟	避難者	
		(TP. m)	到達時間(分)			数	数	(人)	
防府市	5強	3. 1	133	1	6	219	1, 525	9, 059	
山口市	5強	3. 2	308	21	7	641	1, 565	9, 579	
周南市	5強	3. 5	139	49	4	128	2, 286	18, 120	

■要転院患者数と医療需要過不足数

名称	冬の	深夜	夏の昼 12 時		冬の夕方 18 時			
油你	転院	過不足	転院	過不足	転院	過不足		
山口・防府 <u>市</u>	9	_	9	_	9	_		
周南 <u>市</u>	7	_	7	_	7	_		

■避難者の時間推移

-~							
	25-HH 1 I-	直	後	1週	間後	1 かり	月後
市町	夜間人口	避美	維者	避難	維者	避難	者
	<u>(A)</u>	合計	避難所	合計	避難所	合計	避難所
防府市	116, 919	9, 579	6, 381	693	589	686	206
山口市	199, 177	9, 059	6, 022	904	693	869	261
周南市	151, 677	18, 120	12, 077	867	758	845	253

第2項 佐波川断層地震

佐波川断層は、山口県中央部に震源を持つ地震規模 M7.4 の内陸(地 殼内) 地震である。この地震による県内の最大震度は、防府市、山口市 及び周南市で震度6強が想定される。

改正案

震災対策編

第2章 被害想定

第2節 各地震における被害想定結果

第1項 南海トラフ巨大地震

■人的被害、建物被害、生活支障

m-	地震動	地震動 津波			被害想定					
	代表地点での		人的被害		建物被害		生活支障			
市町	震度	最高津波水位	最高津波水位	死者	負傷者	全壊棟	半壊棟	避難者		
		(TP. m)	到達時間(分)	<u>(人)</u>	<u>(人)</u>	数 (軒)	数_(軒)_	(人)		
防府市	5強	3. 1	133	1	6	219	1, 525	9, 059		
山口市	5強	3. 2	308	21	7	641	1, 565	9, 579		
周南市	5強	3. 5	139	49	4	128	2, 286	18, 120		

所要の修正

■要転院患者数と医療需要過不足数

(単	位:	人)
----	----	----

名称	冬の深夜		夏の昼	12 時	冬の夕方 18 時		
(二次医療圏)	転院	過不足	転院	過不足	転院	過不足	
山口・防府	9	_	9	_	9	_	
周南	7		7		7		

所要の修正

■避難者の時間推移

(単位:人)

市町夜間人口		直後			1 週間後			1か月後		
	避難者			避難者			避難者			
Ili ml	夜間人口	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外
		TATE	生活者	生活者	Taran	生活者	生活者	Taran	生活者	生活者
防府市	116, 919	9, 579	6, 381	3, 198	693	589	104	686	206	480
山口市	199, 177	9, 059	6, 022	3,037	904	693	211	869	261	609
周南市	151, 677	18, 120	12, 077	6,043	867	758	<u>110</u>	845	253	<u>591</u>

所要の修正

第2項 佐波川断層地震

佐波川断層地震は、山口県中央部に震源を持つ地震規模 M7.4 の内陸 | 所要の修正 (地殻内) 地震である。この地震による県内の最大震度は、防府市、山 口市及び周南市で震度6強が想定される。

1-2-6

現行		改正案	
2-2-5	第2編 地震・津波災害予防対策 第2章 地震・津波に強いまちづくり 第2節 農山漁村地域の防災対策の推進 主な担当関係部署: <u>農業農村課、林務水産課</u> 、河川港湾課、消防本部、 防災危機管理課	第2編 地震・津波災害予防対策 第2章 地震・津波に強いまちづくり 第2節 農山漁村地域の防災対策の推進 主な担当関係部署: <u>農林漁港整備課</u> 、河川港湾課、消防本部、防災危機 管理課	組織の見直し
2-2-9	第4節 海岸保全施設の整備等 主な担当関係部署:河川港湾課、 <u>林務水産課、農業農村課</u>	第4節 海岸保全施設の整備等 主な担当関係部署:河川港湾課、 <u>農林漁港整備課</u>	組織の見直し
2-2-10	第5節 避難場所・避難路の整備 主な担当関係部署:都市計画課、消防本部、防災危機管理課	第5節 避難場所・避難路の整備 主な担当関係部署:都市計画課 <u>建築課、道路課</u> 、消防本部、防災危 機管理課 <u>、おもてなし観光課</u>	組織の見直し
	現状と課題 ■避難路の整備 また、平成 27 年度には、浸水想定のある地域ごとに指定緊急避難場 所までの避難経路等を地域主体で検討 <u>することにしている</u> 。	現状と課題 ■避難路の整備 また、平成 27 年度には、浸水想定のある地域ごとに指定緊急避難場 所までの避難経路等を地域主体で検討 <u>した</u> 。	所要の修正
	基本方針中 ○避難路について市民への周知徹底を図るため、防災マップ(津波編) 等 <u>を作成・配布し、</u> 啓発を行う。	基本方針中 ○避難路について市民への周知徹底を図るため、防災マップ(津波編) 等 <u>により</u> 啓発を行う。	所要の修正
2-2-11	第1項 避難場所等の整備 2 津波災害時の避難場所の指定及び確保 津波から市民の安全を確保するため一刻を争う避難行動を迅速に行 うには、避難場所の整備が必要不可欠であり、避難場所として、臨海部 (住居) から直近の小高い場所、丘等及び津波避難ビルを指定する。	第1項 避難場所等の整備 2 津波災害時の避難場所の指定及び確保 津波から市民の安全を確保するため一刻を争う避難行動を迅速に行 うには、避難場所の整備が必要不可欠であり、避難場所として、 <u>地域の</u> 実情により 臨海部(住居)から直近の小高い場所、丘、民間施設等の津 <u>波避難ビルへの指定を検討する</u> 。	所要の修正

現行		改正案	
	第2項 避難路の整備	第2項 避難路の整備	
2-2-12	3 津波災害に対する避難路の確保	3 津波災害に対する避難路の確保	
	津波から住民の安全を確保するため一刻を争う避難行動を円滑に行	津波から住民の安全を確保するため一刻を争う避難行動を円滑に行	
	うには、避難路の整備が必要不可欠であり、 <u>避難路は、</u> 小高い場所・丘		所要の修正
	等に <u>は</u> 最短時間でたどりつけるよう、 <u>崖地、急傾斜地施設等への階段取</u>	間でたどりつけるよう、緊急避難路整備に努める。	
	り付けなど緊急避難路整備に努める。		
	【達成目標】中	 【達成目標】中	所要の修正
	○津波避難計画において避難路を検討し、防災マップ(津波編)に反映	(削除)	772 7 7 2 2
	する。		所要の修正
	○津波浸水想定のある地域ごとに地域津波避難計画を検討するための	(削除)	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	ワークショップ等を開催する。		
	第3章 揺れによる被害からの予防対策	第3章 揺れによる被害からの予防対策	/m /#\ _ []
2-3-13	主な担当関係部署:建築課、総務課、文化・スポーツ課、高齢福祉課、		組織の見直し
	障害福祉課、子育て支援課、健康増進課、社会福祉 課、道路課、教育委員会 (教育総務課、生涯学習課)、	高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康増進 課、社会福祉課、道路課、教育委員会(教育総務課、	
	味、	生涯学習課)、消防本部、上下水道局	
	11月月7年日1、二十八月月	工在于自体人、旧约本的、工工人是的	
	第2項 市所有建築物等の耐震化	第2項 市所有建築物等の耐震化	
	1 防災上重要な建築物の耐震化	1 防災上重要な建築物の耐震化	
	表中	表中	* = 0 /r =
2-3-14	◆ 市本部組織が設置される施設(消防本部庁舎 <u>、その他公共施設(市</u>	◆ 市本部組織が設置される施設 (消防本部庁舎)	所要の修正
	本部、庁舎等代替場所を想定))		
	第2節 ライフライン・交通施設の耐震化	第2節 ライフライン・交通施設の耐震化	
2-3-16	主な担当関係部署:上下水道局、道路課、農業農村課、林務水産課	主な担当関係部署:上下水道局、道路課、農林漁港整備課	組織の見直し

現行 改正案 第5章 津波避難体制の整備 第5章 津波避難体制の整備 第1節 津波避難体制の整備 第1節 津波避難体制の整備 現状と課題 現状と課題 津波災害では、住民の安全を確保するため、迅速に避難できる避難場 2-5-26 津波災害では、住民の安全を確保するため、迅速に避難できる避難場 所の指定及び避難路の整備が重要であり、市では、津波からの避難対策 所の指定及び避難路の整備が重要であり、市では、津波からの避難対策 として、山口県が公表した南海トラフ巨大地震・津波、周防灘断層群主 として、平成26年5月に市防災会議に地震・津波対策検討委員会を設 所要の修正 部の地震・津波等による被害想定や浸水想定に基づき、平成27年3月 置するなど、南海トラフ巨大地震・津波、周防灘断層群主部の地震・津 波等による被害想定や浸水想定等に基づいた本市の地震・津波対策の検 に市津波避難計画を策定するとともに、防災マップ(津波編)や防災フ 討を進めている。 ァイルを作成し、各世帯に配布している。 今後は、浸水想定のある地域における避難誘導体制の強化を図ってい また、津波避難計画の策定検討を踏まえた防災マップ(津波編)や防 災ファイルの作成を進めている。 く必要がある。 第3項 要配慮者等の避難体制の整備 第3項 要配慮者等の避難体制の整備 2-5-27 津波による被害のおそれのある地域の高齢者、障害者等の要配慮者利 津波災害警戒区域にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主と 津波災害警戒区域の 用施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを して防災上配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者 指定に伴う修正 考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力を が津波の発生時において円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると あらかじめ得る等、万全を期す。 認められる施設(避難促進施設)の管理者は、入所者の避難に相当の 要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、 市は、要配慮者利用施設等の避難対策について支援するとともに、在 字の要配慮者の避難対策についても近隣住民。自主防災組織等の協力が 避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期す。 得られるよう体制の整備に努める。 市は、避難促進施設の避難対策について支援するとともに、在宅の要配 慮者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られる よう体制の整備に努める。 【達成目標】中 【達成目標】中 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成するととも 津波災害警戒区域の に、訓練の実施等により、避難体制を整える。 指定に伴う修正

現行		改正案	
2-5-28	第2節 津波警報等伝達体制の整備 主な担当関係部署:防災危機管理課、消防本部、消防団、おもてなし観 光課、 <u>林務水産課</u> 主な担当関係機関:県漁業協同組合 <u>防府</u> 支店	第2節 津波警報等伝達体制の整備 主な担当関係部署:防災危機管理課、消防本部、消防団、おもてなし観 光課、農林漁港整備課 主な担当関係機関:県漁業協同組合 <u>吉佐</u> 支店	組織の見直し
	現状と課題 平成25年12月に県から公表された津波浸水想定に基づき、津波避難計画の策定等を進めているが、津波発生時を想定し、県及び防災関係機関と連携した津波監視体制の整備等を図っていく必要がある。	現状と課題 平成25年12月に県から公表された津波浸水想定に基づき、津波避難計画の策定等を <u>して</u> いるが、津波発生時を想定し、県及び防災関係機関と連携した津波監視体制の整備等を図っていく必要がある。	所要の修正
2-5-30	第3節 津波に関する普及啓発 主な担当関係部署: 防災危機管理課、子育て支援課、おもてなし観光課、 <u>林務水産課</u> 、教育委員会(学校教育課)、高齢福祉 課、障害福祉課、 <u>農業農村課</u> 、消防本部	第3節 津波に関する普及啓発 主な担当関係部署: 防災危機管理課、子育て支援課、おもてなし観光課、 <u>農林漁港整備課</u> 、教育委員会(学校教育課)、高齢 福祉課、障害福祉課、 <u>農林水産振興課</u> 、消防本部	組織の見直し
	基本方針中 ○平成 27 年度に津波浸水想定区域のある地域を対象とした地域津波避難計画作成のワークショップ等を開催する中で、情報伝達等の啓発を推進する。		所要の修正
3-4-12	第3編 地震・津波災害応急対策 第4章 消防等の応急活動 第2節 震災時の水防活動 主な担当関係部署:河川港湾課、 <u>農業農村課、林務水産課</u> 、消防本部、 防災危機管理課	第3編 地震・津波災害応急対策 第4章 消防等の応急活動 第2節 震災時の水防活動 主な担当関係部署:河川港湾課、 <u>農林漁港整備課、農林水産振興課</u> 、消 防本部、防災危機管理課	組織の見直し

現行

風水害対策編

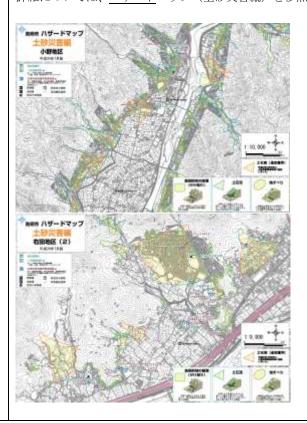
第1編 総則

第2章 洪水・土砂災害・高潮の想定

第2節 土砂災害

1-2-4

市及び県では、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊による災害の他、 危険ため池や山地災害の危険についても危険区域を指定しており、その 範囲は市内全域に及ぶ。また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊につい ては、地域ごとにハザードマップを作成している。一例を以下に示す。 詳細については、ハザードマップ(土砂災害編)を参照のこと。



改正案

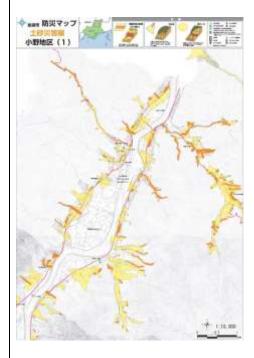
風水害対策編

第1編 総則

第2章 洪水・土砂災害・高潮の想定

第2節 土砂災害

市及び県では、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊による災害の他、 危険ため池や山地災害の危険についても危険区域を指定しており、その 範囲は市内全域に及ぶ。また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊につい ては、地域ごとに防災マップを作成している。一例を以下に示す。詳細 | 所要の修正 については、防災マップ(土砂災害編)を参照のこと。



現行		改正案	
2-2-3	第2章 風水害に強いまちづくり 第2節 治水対策の推進 主な担当関係部署: <u>農業農村課、林務水産課</u> 、河川港湾課、上下水道局	第2章 風水害に強いまちづくり 第2節 治水対策の推進 主な担当関係部署: <u>農林漁港整備課</u> 、河川港湾課、上下水道局	組織の見直し
	■ため池 ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、老朽化のみられるものもあり、本市においては <u>2か所</u> が危険ため池に指定されている。	■ため池 ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、老朽化のみられるものもあり、 <u>危険度は年々高まっている。</u> 本市においては、4か所が危険ため池に指定されている。	山口県地域防災計画の改定に伴う修正ほか
	第2項 海岸 【達成目標】 ○県事業に負担金等で協力する。	第2項 海岸 (削除)	所要の修正
	第3章 土砂災害及び地盤災害予防対策 第1節 土砂災害の予防 主な担当関係部署:河川港湾課、 <u>農業農村課、林務水産課</u>	第3章 土砂災害及び地盤災害予防対策 第1節 土砂災害の予防 主な担当関係部署:河川港湾課、 <u>農林漁港整備課</u>	組織の見直し
2-3-8	第3項 地すべり予防対策 2 地すべり防止対策の実施 県は、地すべり防止区域内において、切土・盛土等の行為を制限するとともに、 <u>危険度の高い所から</u> 地すべり防止 <u>施設工事</u> を推進する。また、局地的集中豪雨による被害傾向は、地すべり発生により被害規模も大きくなることからも、本事業については特に推進強化を図る。	とともに、 <u>地下水排除工事等の</u> 地すべり防止 <u>施設の整備</u> を推進する。ま	所要の修正
	第4項 がけ崩れ予防対策 2 崩壊防止対策の実施 急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の実施を促進する。崩壊危険度の高いものから法に基づく区域指定を行い、防止工事については、被害対象規模の大きいものから緊要度に応じて県に対し、重点的に実施するよう要望していく。	第4項 がけ崩れ予防対策 2 崩壊防止対策の実施 急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限するとともに、擁壁等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。崩壊危険度の高いものから法に基づく区域指定を行い、防止工事については、被害対象規模の大きいものから <u>緊急度</u> に応じて県に対し、重点的に実施する	山口県地域防災計画の改定に伴う修正

現行		改正案	
		よう要望していく。	
2-3-9	第5項 土砂災害警戒区域等に対する警戒避難体制の整備 土砂災害警戒区域等の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、 <u>危険箇所・避難場所・</u> 避難路等土砂災害に関する情報の提供に努める。 資料編【災害危険区域】 ●2-13-1 土砂災害警戒区域の指定箇所一覧	第5項 土砂災害警戒区域等に対する警戒避難体制の整備 土砂災害警戒区域等の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域、避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の提供に努める。 資料編【災害危険区域】 ●2-13-2 土砂災害警戒区域の指定箇所一覧	山口県地域防災計画 の改定に伴う修正
2-3-11	第3節 災害危険区域の設定及び周知 主な担当関係部署: <u>林務水産課、農業農村課</u> 、道路課、河川港湾課	第3節 災害危険区域の設定及び周知 主な担当関係部署: <u>農林漁港整備課</u> 、道路課、河川港湾課 <u>、防災危機管</u> 理課	組織の見直し
	現状と課題 災害危険区域の設定については、洪水 <u>、土砂災害</u> 、高潮のハザードマップ <u>が作成済みであるが、</u> 土砂災害警戒区域等の見直しに <u>より、</u> 防災マップ(土砂災害編)の作成を <u>進めて</u> いる。	現状と課題 災害危険区域の設定については、洪水、高潮のハザードマップ <u>や</u> 土砂 災害警戒区域等の見直しに伴う防災マップ(土砂災害編)の作成を <u>して</u> いる。	所要の修正
2-3-12	【達成目標】 ○順次災害危険区域の見直しを <u>行い、防災マップへの更新を行う</u> 。	【達成目標】 ○順次災害危険区域の見直しを <u>行うとともに、市民への周知を図る</u> 。	所要の修正
2-4-13	第4章 風水害からの予防・軽減対策 第1節 防災パトロールの実施 主な担当関係部署:河川港湾課、道路課、 <u>農業農村課、林務水産課</u> 、都 市計画課、消防本部、上下水道局、防災危機管理課	第4章 風水害からの予防・軽減対策 第1節 防災パトロールの実施 主な担当関係部署:河川港湾課、道路課、 <u>農林漁港整備課</u> 、都市計画課、 消防本部、上下水道局、防災危機管理課	組織の見直し

現行		改正案	
3-2-3	第3編 風水害応急対策 第2章 風水害時の活動体制 第1節 活動体制の確保 第1項 配備体制の決定 風水害時には、以下の基準により、活動体制を確立する。	第3編 風水害応急対策 第2章 風水害時の活動体制 第1節 活動体制の確保 第1項 配備体制の決定 風水害時には、以下の基準により、活動体制を確立する。 <u>ただし、水</u> 防本部設置の場合は、防府市水防計画による。	所要の修正
3-3-5	第3章 風水害時の応急活動 第1節 警報等の伝達 第1項 特別警報、警報等の伝達 特別警報、警報、注意報の種類と防府市における発表基準 <u>を以下に示す</u> 。	第3章 風水害時の応急活動 第1節 警報等の伝達 第1項 特別警報、警報等の伝達 <u>なお、</u> 特別警報、警報、注意報の種類と防府市における発表基準 <u>は、</u> 資料編のとおりとする。	所要の修正(資料編 に既に記載している
3-3-6	■特別警報発表基準(省略)■警報・注意報発表基準一覧表(防府市)(省略)	資料編【気象情報等】●3-4-1 気象警報等の種類と発表基準(削除)(削除)	ため)
3-3-7	 第2項 気象の予報等の伝達の表中 土砂災害警戒情報 ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) 配録的短時間大雨 (略) 情報 	 第2項 気象の予報等の伝達の表中 土砂災害警戒情報 ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ 市長は、土砂災害警戒情報が発表されたときには、直ちに避難制告等を発令することを基本とする。なお、避難勧告等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。 記録的短時間大雨 (略) 	山口県地域防災計画の改定に伴う修正

現行			改正案	
	竜巻注意報	◆ 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、 <u>県単位で</u> 発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。	・ 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風、 びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の する可能性が高まったときに、山口県を対象に発表する。また、竜巻 た地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそ。 旨を、山口県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1	激しい突風の発生の目撃情報があっれが高まっている
3-3-10	大災警報 第3節 水 主な担当関	(略) 防活動 係部署:河川港湾課、 <u>林務水産課、農業農村課</u> 、消防本部	大災警報 (略) 第 3節 水防活動 主な担当関係部署:河川港湾課、 <u>農林漁港整備課、農林水商</u> 防本部	<u>を振興課</u> 、消 組織の見直し
1-3-19	第1節 出	野火災予防計画 火防止対策の推進 係部署:消防本部、消防団、 <u>林務水産課</u>	火災対策編 第3章 林野火災予防計画 第1節 出火防止対策の推進 主な担当関係部署:消防本部、消防団、 <u>農林漁港整備課</u>	組織の見直し
1-3-23		野消防対策の推進 係部署:消防本部、消防団、 <u>林務水産課</u>	第 2 節 林野消防対策の推進 主な担当関係部署:消防本部、消防団、 <u>農林漁港整備課</u>	組織の見直し
1-3-25		野火災に強い地域づくり 係部署:消防本部、消防団、 <u>林務水産課</u>	第3節 林野火災に強い地域づくり 主な担当関係部署:消防本部、消防団、 <u>農林漁港整備課</u>	組織の見直し
1-3-26		野火災消防施設・資機材の整備 係部署:消防本部、消防団、 <u>林務水産課</u>	第4節 林野火災消防施設・資機材の整備 主な担当関係部署:消防本部、消防団、 <u>農林漁港整備課</u>	組織の見直し
1-3-27		野火災特別地域対策事業の推進 係部署:消防本部、消防団、 <u>林務水産課</u>	第 5 節 林野火災特別地域対策事業の推進 主な担当関係部署:消防本部、消防団、 <u>農林漁港整備課</u>	組織の見直し

現行		改正案		
	第6節 二次災害の防止活動	第6節 二次災害の防止活動		
1-3-28	主な担当関係部署:消防本部、消防団、 <u>林務水産課</u>	主な担当関係部署:消防本部、消防団、 <u>農林漁港整備課</u>	組織の見直し	
2-3-10	第2編 火災応急対策 第3章 林野火災対策計画 第1節 林野火災に係る消防活動 主な担当関係部署:消防本部、消防団、 <u>林務水産課</u>	第2編 火災応急対策 第3章 林野火災対策計画 第1節 林野火災に係る消防活動 主な担当関係部署:消防本部、消防団、 <u>農林漁港整備課</u>	組織の見直し	
2-3-14	第4節 住民等の安全対策 主な担当関係部署:消防本部、消防団、 <u>林務水産課</u> 、防災危機管理課	第4節 住民等の安全対策 主な担当関係部署:消防本部、消防団、 <u>農林漁港整備課</u> 、防災危機管理 課	組織の見直し	
2-3-15	第5節 災害広報 主な担当関係部署:消防本部、 <u>林務水産課</u> 、消防団、防災危機管理課、 総務課、情報統計課(広報班)	第5節 災害広報 主な担当関係部署:消防本部、 <u>農林漁港整備課</u> 、消防団、防災危機管理 課、総務課、情報統計課(広報班)	組織の見直し	
2-3-16	第6節 残火処理等 主な担当関係部署:消防本部、 <u>林務水産課</u> 、消防団	第6節 残火処理等 主な担当関係部署:消防本部、 <u>農林漁港整備課</u> 、消防団	組織の見直し	
2-3-18	第7節 二次災害の防止活動 主な担当関係部署:消防本部、 <u>林務水産課</u> 、河川港湾課	第7節 二次災害の防止活動 主な担当関係部署:消防本部、 <u>農林漁港整備課</u> 、河川港湾課	組織の見直し	

現行	現行				
1-2-6	雪害対策編 第2章 除雪・雪崩対策等 第5節 雪崩対策計画 主な担当関係部署:河川港湾課、道路課、 <u>林務水産課、農業農村課</u> 、消 防本部、防災危機管理課	雪害対策編 第2章 除雪・雪崩対策等 第5節 雪崩対策計画 主な担当関係部署:河川港湾課、道路課、 <u>農林漁港整備課</u> 、消防本部、 防災危機管理課	組織の見直し		
1-2-7	第6節 孤立対策計画 主な担当関係部署:道路課、クリーンセンター、社会福祉課、健康増進 課、 <u>農業農村課</u> 、防災危機管理課、上下水道局、消 防本部	第6節 孤立対策計画 主な担当関係部署:道路課、クリーンセンター、社会福祉課、健康増進 課、 <u>農林水産振興課、農林漁港整備課</u> 、防災危機管 理課、上下水道局、消防本部	組織の見直し		

現行		改正案	
1-2-2	交通災害対策編第2章 海上災害予防計画第1節 海上災害予防対策主な担当関係部署:消防本部、河川港湾課、 <u>林務水産課</u> 、防災危機管理課	交通災害対策編 第2章 海上災害予防計画 第1節 海上災害予防対策 主な担当関係部署:消防本部、河川港湾課、 <u>農林漁港整備課</u> 、防災危機 管理課	組織の見直し
1-2-3	第2節 危険物等の大量流出対策 主な担当関係部署:消防本部、河川港湾課、 <u>林務水産課</u> 、生活安全課、 防災危機管理課	第2節 危険物等の大量流出対策 主な担当関係部署:消防本部、河川港湾課、 <u>農林漁港整備課</u> 、生活安全 課、防災危機管理課	組織の見直し
1-2-5	第3節 協力支援体制の整備 主な担当関係部署:消防本部、河川港湾課、 <u>林務水産課</u> 、防災危機管理 課	第3節 協力支援体制の整備 主な担当関係部署:消防本部、河川港湾課、 <u>農林漁港整備課</u> 、防災危機 管理課	組織の見直し
2-2-2	第2編 交通災害応急対策 第2章 交通災害応急対策計画 第1節 海上災害対策計画 主な担当関係部署:消防本部、消防団、河川港湾課、 <u>林務水産課</u> 、防災 危機管理課	第2編 交通災害応急対策 第2章 交通災害応急対策計画 第1節 海上災害対策計画 主な担当関係部署:消防本部、消防団、河川港湾課、 <u>農林漁港整備課</u> 、 防災危機管理課	組織の見直し
		第3項 海難救助対策 2 応急対策活動 また、海上保安部は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り <u>捜索</u> 活動について協力を求める。	山口県地域防災計画の改定に伴う修正
	める。	める。	の改定に伴うか

現行		改正案		
1-3-9	産業災害対策編 第1編 産業災害予防対策 第3章 危険物等災害予防計画 第1節 危険物等関係施設の安全性の確保 資料編[危険物の取扱い]中 10-2-5 火薬類販売業者、火薬庫所在地	産業災害対策編 第1編 産業災害予防対策 第3章 危険物等災害予防計画 第1節 危険物等関係施設の安全性の確保 資料編[危険物の取扱い]中 10-2-5 火薬類販売業者	所要の修正	
2-2-3	第2編 産業災害応急対策 第2章 化学工場等災害対策計画 第1節 石油類等の保安対策 具体的な活動内容の表中 徳山海上保安部 ◆ 被災地港湾への船舶の入港を制限し、又は禁止する。 ◆ (略) ◆ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行者しくは停泊の制限を禁止するか、 又は停泊地を指定する。 ◆ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し安全な場所へ の救出措置を講じる。 ◆ (略)	第2編 産業災害応急対策 第2章 化学工場等災害対策計画 第1節 石油類等の保安対策 具体的な活動内容の表中 徳山海上保安部 ◆ 被災地港湾への危険物積載船舶等の入港を制限し、又は禁止する。 ◆ (略) ◆ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊の制限、禁止措置又は停泊地を指定する。 ◆ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて巡視船舶による安全な場所への救出措置を講じる。 ◆ (略)	山口県地域防災計画の改定に伴う修正	
2-3-12	第3章 公共的施設災害応急対策 第2節 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策 主な担当関係機関:防府警察署、山口県LPガス協会	第3章 公共的施設災害応急対策 第2節 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策 主な担当関係機関:防府警察署、山口県LPガス協会 <u>防府徳地支部</u>	所要の修正	